

相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について

（通  
知  
用  
）

あなたが、被相続人\_\_\_\_\_殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税の額（「相続税の\_\_\_\_\_通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1 「納付すべき  
減少する 本税の額」欄の税額

（基礎となる税額）

（相続分）

$$\boxed{\phantom{000000}} \text{円} \times \boxed{\phantom{00} / \phantom{00}} = \boxed{A} \text{円}$$

（注） 「（基礎となる税額）」は、「相続税の\_\_\_\_\_通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額の計算明細」の「(1)納付税額又は還付税額の計算明細」の「㉑小計 (㉑-㉒)」欄の右側（「\_\_\_\_\_額」欄）の額から左欄（「当初課税額（\_\_\_\_\_額）」欄）の額を減算した額です。

2 「納付すべき  
減少する 加算税の額」欄の税額

上記1のAの税額の内訳

※ イ以外の金額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)」により各金額を計算しています。

- イ \_\_\_\_\_ 申告加算税に対応する本税の額 \_\_\_\_\_円
- ロ 重加算税に対応する本税の額 \_\_\_\_\_円
- ハ 上記以外の本税の額 \_\_\_\_\_円

(1) \_\_\_\_\_ 申告加算税

（基礎となる税額）

（加算税の割合）

$$\boxed{0,000} \text{円} \times \boxed{\phantom{00} / 100} = \boxed{B} \text{円}$$

（基礎となる税額）

（加算税の割合（国税通則法第\_\_\_\_\_条第2項適用分））

$$\boxed{0,000} \text{円} \times \boxed{5 / 100} = \boxed{C} \text{円}$$

\_\_\_\_\_ 申告加算税の額（B + C） \boxed{\phantom{000000}} \text{円}

(2) 重加算税

（基礎となる税額）

（加算税の割合）

$$\boxed{0,000} \text{円} \times \boxed{\phantom{00} / 100} = \boxed{\phantom{000000}} \text{円}$$

（注） 上記(1)、(2)の基礎となる税額とは、「上記1のAの税額の内訳」のイ、ロの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3 「納税猶予税額控除後の納付すべき  
減少する 本税の額」欄の税額

（基礎となる税額）

（相続分）

$$\boxed{\phantom{000000}} \text{円} \times \boxed{\phantom{00} / \phantom{00}} = \boxed{\phantom{000000}} \text{円}$$

（注） 「（基礎となる税額）」は、「相続税の\_\_\_\_\_通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額の計算明細」の「申告納税額 (㉑ - ㉒ - ㉓)」欄の右側（「\_\_\_\_\_額」欄）の額から左欄（「当初課税額（\_\_\_\_\_額）」欄）の額を減算した額です。